

白山市文化会館及び松任学習センター使用料に係る減免取扱基準表

1 根拠となる例規

白山市文化会館条例第10条及び白山市松任学習センター条例10条

2 減免取扱基準表

※下線部分が追加箇所

減免基準	減免割合
(1) 市、市教育委員会の主催事業の他、国又は県との共催事業として使用する とき (2) 市内の保育所、幼稚園、小・中・高校行事として直接使用する場合 (3) 市単位の公共団体が、市又は教育委員会と共催して行う場合 公共団体とは ・社会教育関係 青年団協議会、女性の会、子ども会連合会、PTA（育友会）連合会、 連合壮年会、体育協会 ・芸術文化関係 文化協会及び協会加盟団体 ・社会福祉関係 社会福祉協議会、老人会連合会、身体障害者団体連合会 (4) その他の団体が市又は市教育委員会と共催で使用する場合 (5) 市が認める生涯学習の振興に資する場合	100% 減免
(1) 国、県が直接使用する場合 (2) 市内の大学が直接使用する場合 (3) 市内の前項(3)に類似する公共団体が、その目的達成のために実施する事 業で直接使用する場合 ・支所単位、地区単位の団体が使用する場合 ・文化協会加盟団体傘下の団体及び体育協会加盟団体が使用する場合 ・文化協会に加盟する団体の会員が運営する団体が使用する場合 (4) 市が認める生涯学習の振興に資する場合	50% 減免

3 この基準は、令和3年5月1日から適用する。